



2025 年 12 月 15 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 東 京 衡 機
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 小 塚 英 一 郎
(コード番号 7719 東証スタンダード)
問合せ先 取 締 役 管 理 担 当 伊 集 院 功
(TEL. 050-3529-6502)

弊社元取締役らに対する損害賠償請求訴訟の提起に関するお知らせ

弊社は、今般、下記のとおり、弊社の元取締役等に対して損害賠償請求訴訟を提起しましたので、お知らせいたします。

記

1. 本訴訟を提起した裁判所および年月日

横浜地方裁判所 2025 年 12 月 5 日

2. 本訴訟を提起した者（原告）

①名称：(株)東京衡機エンジニアリング

本店所在地：神奈川県相模原市緑区三井 315 番地

訴訟における代表者：代表取締役社長 小塚 英一郎

②名称：(株)東京衡機

本店所在地：神奈川県相模原市緑区三井 315 番地

訴訟における代表者：代表取締役社長 小塚 英一郎

※(株)東京衡機エンジニアリングは平成 29 年 3 月 1 日、(株)東京衡機から新設分割された新設会社となります。

3. 本訴訟を提起した相手方（被告）

A1（弊社元専務取締役・(株)東京衡機エンジニアリング元代表取締役社長）

および A2（会社）、A3（A2 代表取締役）、A4

※氏名の表記は、2024 年 3 月 29 日に公表した第三者委員会の調査報告書の表記に準じております。

4. 本訴訟の内容および損害賠償請求の金額

(1) 訴訟の内容

不法行為に基づく損害賠償請求（民法第 719 条）

(2) 請求総額及び請求の趣旨

3 億 4,426 万 831 円

上記金額は、水増し請求行為により生じた損害、監査費用、報告書等修正費用、弁護士費用を合計したものであり、その請求の趣旨は以下のとおりです、

① A1 に対しては(②の限度で A3 および A2 と連帯して、また③の限度で A4 と連帯して)、
本件において、主導的かつ中心的な役割を果たした者として、損害全額を支払え。

- ② A1 とともに金銭を一部受領した A2 社および A3 は、2 億 7,875 万 5,831 円およびこれに対する令和 5 年 4 月 28 日から支払い済みまで年 3 分の割合を支払え。
- ③ A1 とともに金銭を一部受領した A4 は、1 億 4,120 万 2,439 円およびこれに対する令和 5 年 4 月 28 日から支払い済みまで年 3 分の割合を支払え。

5. 本訴訟の提起に至った経緯等

A1 は、平成 27 年 5 月から令和 5 年 3 月 20 日までの間、弊社の取締役を務め、また平成 29 年 3 月から令和 5 年 4 月 30 日までの間、株式会社東京衡機エンジニアリングの代表取締役社長を務めた者です。2024 年 3 月 29 日、弊社は、A1 等の責任追及に向け社外取締役で構成された調査委員会から、調査結果の報告を受けました。その内容は、概ね下記の通りです。

記

A1 が、取引先であった B 社および C 社を介して、弊社らに水増し請求を行い、水増し請求による得た金銭を A3 や A4 らに受領させ費消させるなどし、弊社に対し、合計 3 億 4426 万 831 円の損害を与えた。

以上

上記調査結果の報告を受け、弊社としては、2024 年 5 月 2 日付「再発防止策の策定・実行に関するお知らせ」のとおり A1 らに対する責任追及について検討し、まずは神奈川県警察に告訴いたしました。その結果、2024 年 11 月 14 日付「元取締役の逮捕に関するお知らせ」のとおり 2024 年 11 月 13 日、A1 は会社法違反（特別背任）の容疑で逮捕されました。A1 は、正式裁判にかけられましたが、現在に至るまでの間、弊社に対し弁償を何らしておりません。

そこで、弊社の損害を少しでも填補すべく、弊社は、A1 の告訴を担当した法律事務所に対し本件を主導した A1 等に対する損害賠償請求訴訟についても委任しました。その後、弊社取締役会において訴状案を確認し、A1 の上記刑事訴訟につき、控訴棄却された翌日に本訴訟の提起に至りました。

6. 今後の見通し

本民事訴訟につきましては、弊社の業績に与える影響を含め、今後の進捗に応じて開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

今後とも、弊社に対するご支援ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

以 上